

区分	審査の基準	評価項目	評価の視点	配点	一次評価	二次評価	係数	得点	
I 団体の基本的要件	1 指定管理者であるための基本的理解	(1)指定管理者制度への理解	指定管理者制度の目的や趣旨をよく理解しているか	5			1		
		(2)管理運営の基本方針	施設の設置目的や基本理念をよく理解し、管理運営の基本方針を確立しているか	5			1		
	2 管理運営能力	(1)団体の適性	団体の種別、経営理念・方針、組織基盤・体制は、当該施設の指定管理者としてふさわしいものか	5			1		
		(2)財務面の健全性・安定性	管理運営を安定的に行うための経営基盤を有しているか	5			1		
		(3)管理運営実績	同種又は類似の施設の管理運営実績はあるか	5			1		
(4)法令遵守の取組		法令遵守への取組は行われているか、また、コンプライアンスに関わる事故が発生した場合の対応等が適切に行われる仕組みが構築されているか	5			1			
II 事業計画書	1 施設の効用の発揮	(1)施設利用の促進	施設の利用を促進させる具体的な提案がされているか、また、その内容は適切か	5			2		
		(2)サービスの向上	新たなサービスの具体的な提案がされているか、また、その内容は適切か	5			2		
		(3)平等な利用の確保	市民等の平等な利用の確保のための考え方・方策は適切か	5			1		
		(4)利用者意見等の把握	利用者の意見、要望、苦情等の受付及びこれらに対応する体制は確立しているか	5			1		
	2 施設の管理	(1)施設・設備の維持管理	施設や設備の維持管理計画は適切か	5			1		
	3 危機管理体制	(1)防犯・防災対策	防犯や防災への取組は確立されているか	5			1		
		(2)緊急時の対応	事故、災害その他の緊急事態が発生した場合の体制は確立されているか	5			1		
	4 人員体制・経費	(1)人員体制	労働法令への遵守や雇用・労働条件への適切な配慮がされており、当該業務の執行体制、人員配置、勤務割振り、研修計画等は適切か	5			1		
		(2)収支予算書	収支予算書の内容は適正か	5			1		
		(3)効率的な運営	管理運営経費は適正に算定されており、かつ、効率的なものとなっているか	5			1		
	5 市の施策への理解	(1)情報の管理体制	情報公開・個人情報保護への取り組みは確立されているか	5			1		
		(2)環境配慮・人権擁護・障がい者配慮・暴力団排除	環境配慮・人権擁護・障がい者配慮・暴力団排除の取組は確立されているか	5			1		
	6 特記項目	(1)地域住民及び地域団体との協働・連携	地域住民及び地域団体との協働・連携体制は図られているか	5			1		
		(2)市内経済の活性化	市内業者の活用など市内経済活性化への取組がされているか	5			2		
		(3)障がい者雇用の取組	障害者雇用促進法における事業者の義務をよく理解し、障がい者雇用の取組を進めているか	5			2		
	III 提案	1 提案の整合性	(1)業務要求水準との適合性	管理区域、業務範囲、その他市の提示する条件等について漏れなく適確な把握をされた提案となっているか	5			1	
			(2)セミナーの実施に関する提案	社会情勢や雇用情勢を踏まえたセミナーなどの内容・実施回数になっているか。カウンセリングの体制が整えられており、セミナーとの連携も十分に考えられているか。	5			2	
(3)レストラン事業に関する提案			基本コンセプトを踏まえ、市内外から誘客をし、地域の交流の拠点となるような創意・工夫・実現可能性のある提案となっているか。	5			2		
(4)特色ある提案			各項目の提案を通じて、団体の特色を生かした、創意工夫がある提案となっているか	5			2		
(5)提案の実現性			各項目の提案に矛盾がなく、着実に安定的な、実現可能性のある提案となっているか	5			2		
				170			計		

◎配点基準…… たいへん優れている…5点 優れている…4点 普通…3点 やや劣る…2点 劣る…1点

◎係数欄……… 施設の特性等により、重要視する評価項目について係数を設定（2倍を上限）

◎合格基準…… 各評価項目において各委員の評価点(係数を乗じる前の点数)の平均点が2点以下のものがある場合、合計点の順位にかかわらず当該候補者は第1候補者となることができない。また、各委員の合計得点の平均が満点の60%(102点)を下回る場合は、候補者となることができない。

※一次評価を行う書類審査において5位以降の者は、二次評価を行う二次審査には進むことができません。